

# 京都府立医科大学学長選考規程

平成22年11月25日  
学長選考会議決定第2号

## (目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款第11条の規定により、京都府立医科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う京都府立医科大学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考の事由及び時期)

第2条 選考会議は、次の各号の一に該当するときに学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任するとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときにおいては学長の任期満了の1か月前までに、同項第2号から第4号までに該当するときにおいては選考の事由の発生した日から3か月以内に終了するものとする。

## (学長候補者の資格)

第3条 学長候補者は、本学内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育・研究・診療活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であって、第6条の規定により推薦された者とする。

2 選考会議は、学長候補者の選考に当たり、学長に求められる資質と能力を掲げた「求められる学長像」を策定するものとする。

## (選考の公示)

第4条 選考会議は、学長候補者の選考を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を学内に公示しなければならない。

- (1) 選考を行うに至った事由
- (2) 求められる学長像
- (3) 推薦の方法及び受付期間
- (4) その他選考の公示に必要な事項

## (選考事務管理者)

第5条 選考会議は、学長選考に係る事務を管理させるため、学長候補者選考事務管理者（以下、「選考事務管理者」という。）を置く。

2 選考事務管理者に関する必要な事項は、別に定める。

## (学長候補者の推薦)

第6条 学長候補者の推薦は、第7条に規定する推薦資格者10名の連署により行うことができる。

- 2 前項の規定による学長候補者の推薦は、学長候補者推薦書の提出をもって行い、その様式は、別に選考会議が定める。
- 3 前項の規定により推薦された学長候補者は速やかに所信表明書及び履歴書を提出しなければならない。その様式は、別に選考会議が定める。

(推薦資格者)

第7条 前条第1項に規定する推薦資格者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、推薦資格者は、複数の学長候補者を推薦し、又は自らを学長候補者に推薦することはできない。

- (1) 医学部教授会又は大学院医学研究科教授会及び同保健看護学研究科教授会を組織する学長、教授及び附属病院長
- (2) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する教員のうち、本学に在職する准教授及び講師
- (3) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する職員のうち、本学に在職する課長級以上の職にある者
- (4) 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の役員（副理事長である本学学長、理事である本学教授又は附属病院長及び監事を除く。）

2 前項各号に規定する推薦資格者である選考会議の委員は、推薦を行うことができない。

(学長候補者の公示)

第8条 選考会議は、第6条の規定により推薦された学長候補者の氏名及び同条の規定により提出された所信表明書その他必要な事項を学内に公示しなければならない。

(学長候補者の所信表明)

第9条 選考会議は、すべての学長候補者が所信を表明する所信表明演説会を実施するものとし、実施日その他必要な事項を公示しなければならない。

(学長候補者の面接)

第10条 選考会議は、すべての学長候補者に対し、面接を実施するものとする。

(意向調査の実施)

第11条 選考会議は、すべての学長候補者について、投票による意向調査を実施するものとし、投票日その他必要な事項を公示しなければならない。

(意向調査)

第12条 意向調査は、学長候補者について、前条に規定する投票日に法人に在職する役員（副理事長である本学学長、理事である本学教授又は附属病院長及び監事を除く。）及び本学に在職する次の各号に掲げる者による単記無記名投票により行う。

- (1) 医学部教授会又は大学院医学研究科教授会及び同保健看護学研究科教授会を組織する学長、教授及び附属病院長
- (2) 附属北部医療センター病院長（前号に規定する者を除く。）
- (3) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する職員のうち、次長級以上の職にある者

2 投票回数は1回とする。

- 3 出張その他やむを得ない理由により第1項の日に投票できない者は、期日前投票を行うことができるものとし、選考会議は、投票日その他必要な事項を公示しなければならない。

(最終候補者の決定)

第13条 選考会議は、あらかじめ定めた「求められる学長像」及び次に掲げる事項により、学長候補者の中から最終候補者を1人決定する。

- (1) 学長候補者推薦書、所信表明書及び履歴書
- (2) 第9条の規定に基づき実施した所信表明演説会での学長候補者の演説
- (3) 学長候補者の面接結果
- (4) 意向調査の結果
- (5) その他選考会議が必要と認める事項

2 選考会議は、前項の規定により最終候補者を決定したときは、速やかに理事長に対し報告するとともに、公示しなければならない。

3 最終候補者として決定された者は、辞退することはできない。ただし、選考会議がやむを得ない事由があるものとして、その辞退を承認した場合はこの限りでない。

(再選考)

第14条 選考会議は、学長選考開始後に候補者が欠け、選考を継続することが困難となった場合、最終候補者が就任辞退や就任することができなくなった場合など、不測の事態が生じた場合、再選考について審議するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

(運用・解釈)

第16条 この規程の運用又は解釈について疑義があるときは、選考会議がこれを決定する。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月31日から施行する。